





# リック共済はお手頃な掛金で充実の

年齢やライフステージに合わせて安心保障を！

# 保障プランをご提供

新組合員には1年間無料保障の  
生命共済サービス型があります

## 保障内容・特徴

## 新規加入できる年齢

## 対象年齢と対象者

## ページ

### 生命共済

一般1型

#### 家計にやさしい掛金で、安心を保障

- 死亡 最高4,000万円、入院 日額2万円、手術給付は200,000円まで保障
- 必要な保障のみのシンプル設計
- 死亡保障(1口以上)も入院保障(4口以上)も口数を自由に選べる
- 家族が増えても口数変更をするだけでムダなく設計できる

新規加入は64歳まで。65歳からは減口できますが増口はできません。

- 満15歳～満60歳の本人および配偶者

P.3  
4

### 生命共済

一般2型

#### 61歳からも安心の保障

- 死亡 最高1,000万円まで保障
- 入院 日額5,000円まで保障
- 手術給付 50,000円まで保障

- 満61歳～満65歳の本人および配偶者

P.5  
6

### 生命共済

一般3型

#### 退職後も保障を継続

- 死亡 最高500万円まで保障
- 入院 日額5,000円まで保障
- 手術給付 50,000円まで保障

新規加入・増口はできません。減口もしくは継続のみの扱いとなります。

- 満66歳～満70歳の本人および配偶者

### 生命共済

一般4型

#### より長い保障設計

- 死亡 最高100万円まで保障
- 入院 日額5,000円まで保障
- 手術給付 50,000円まで保障

- 満71歳～満80歳の本人および配偶者

### 生命共済

告知1・2・3・4型

#### 健康告知に該当する方に安心の保障

- 健康告知に該当する方のための保障
- 死亡保障400万円、入院保障日額2,000円
- 手術給付20,000円
- ※告知4型の死亡保障は100万円です

新規加入は64歳まで。以降は継続のみの扱いとなります。

- 満15歳～満80歳の本人および配偶者

P.7

### 3大疾病保障

リビング・ニーズ特約付団体扱  
無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)

#### 3大疾病と闘うための財源を支援

3大疾病の場合の多額な治療費を確保し、安心サポート

特定疾病保険金(治療費)  
200万円

新規加入は1月1日現在65歳6カ月まで。それ以降は継続のみの扱いとなります。

- 満15歳6ヶ月～満71歳6ヶ月まで  
生命共済加入(満60歳以上は未加入でも可)のリック会員とその配偶者

P.9  
10

### こども保障タイプ

こども定期生命共済・個人長期生命共済

#### お子さまの「もしも」のときも安心

- ワンパク盛りの子どものケガや病気を保障
- 入院時諸費用サポート共済金もついてさらに安心

新規加入は0歳から17歳まで。

- 満0歳～満18歳  
リック会員・エルダー会員と同一生計のお子さんやお孫さん

P.11  
12

## 足りない分はリック生命共済で! たとえば...

死亡保障1,000万円から2,000万円に、入院保障を日額5,000円から10,000円に増額を検討しています。現在加入の保障を増額するよりも、良い方法はないでしょうか。



### こくみん共済coop(全労済)のせいめい共済・総合医療共済で増額

	死亡保障	入院保障	月額掛金
こくみん共済coop(全労済)*	2,000万円	日額10,000円	10,720円

### リック生命共済を使って増額

	死亡保障	入院保障	月額掛金	差額
こくみん共済coop(全労済)*	1,000万円	日額5,000円	5,470円	2,550円
リック生命共済	1,000万円	日額5,000円	2,700円	
こくみん共済coop(全労済)* + リック生命共済	2,000万円	日額10,000円	8,170円	

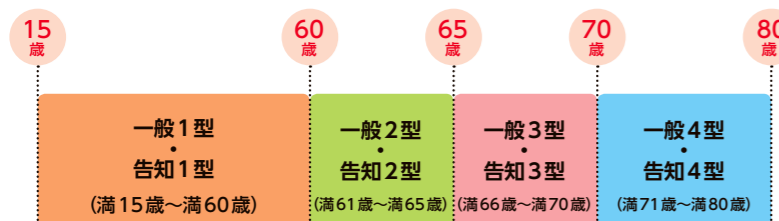
※せいめい共済 + 総合医療共済 40歳 10年更新型 男性

現在の保障を増額するよりも、**リック生命共済を追加した方が「2,550円の節約」**ができます。



## 年齢に合わせた加入期間で途切れない保障をご用意いたします

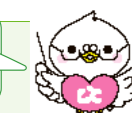
- 一般1～4型、告知1～4型それぞれの継続できる年齢



リック生命共済が80歳まで保障されます。64歳までに加入して定年後の保障を準備しましょう! 左図が保障期間と年齢です。将来にわたっての保障を用意しています。64歳までに加入していただければ80歳まで自動継続できます。是非この機会にご検討ください。

## WEBで確認!

日産労連 リック局 検索



簡単に掛金を計算することができます



日産労連「ライフサポート活動」のページを開き、「リック生命共済 簡易見積り」をクリック  
「リック生命共済WEB試算ツール」に「生年月日・健康告知・希望加入口数」の3点を入力して算出できます!



家計にやさしい掛金で、  
日帰り入院も  
しっかり保障



15歳～60歳までの保障

対象年齢 ・ 満15歳～満60歳の本人および配偶者

保障期間 **1年間**  
(2020年1月1日～2020年12月31日)

保障内容・特徴  
 ・ 死亡 **最高4,000万円**、入院 **日額2万円**まで保障  
 ・ 必要な保障のみの**シンプル設計**  
 ・ 死亡保障(1口以上)と入院保障(4口以上)は**口数を自由に選べる**

申込期間 **8月～10月(募集展開時) + 随時**  
※新規加入は1月以外も随時受付

### 1 加入できる方と保障額の範囲 ※本人が加入していないと、配偶者の加入はできません

加入できる方	リック会員(本人)とその配偶者
加入できる年齢	満15歳～満60歳
保障額の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保障 100万円～4,000万円</li> <li>● 入院保障(日額) 2,000円～20,000円</li> <li>● 手術保障(1回) 20,000円～200,000円</li> </ul>
1口あたり保障額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保障 100万円</li> <li>● 入院保障(日額) 500円</li> <li>● 手術保障(1回) 5,000円</li> </ul>

#### 口数変更に関するご注意

- 新規加入・口数変更は「**死亡1口**」プラス「**入院4口**」以上となります。どちらか一方の加入はできません。
- 現在の加入口数が、入院1口～3口の方は、そのまま継続できます。

### 2 保障内容

#### ● 死亡保障

病気・事故死亡	病気や不慮の事故により死亡した場合に、お支払いします。
病気・事故重度障がい	病気や不慮の事故により重度障がいになった場合に、お支払いします。
病気による後遺障がい	病気により障がい残り、地方自治体発行の身体障害者手帳が交付された場合に、お支払いします。 ※重度障がいに該当しない場合
事故による後遺障がい	共済期間中の事故により障がい残り、共済期間中に障がい固定した場合に、お支払いします。 ※重度障がいに該当しない場合

#### ● 入院・手術保障

病気・事故入院	病気や不慮の事故により入院した場合に、お支払いします。 <b>入院は1日目から一傷病につき180日を限度としてお支払いします。</b>
病気・事故手術	病気や不慮の事故により手術をした場合に、入院日額の10倍を保障します。日帰り手術も所定の手術であればお支払いの対象となります。
入院見舞金	病気や不慮の事故による入院に対し入院給付金を給付する際に、一傷病につき1回5,000円(一律)を見舞金として給付します。

## WEBで確認!

日産労連 リック局 検索



### リックのホームページで試算をしてみましょう(保障シュミレーション)

1 日産労連「ライフサポート活動」のページを開き、「**リック生命共済 あなたの必要保障額を診断します**」をクリック



2 「やさしい保障プランニング」のライフステージまたは保障分野から必要な保障を確認することができます。まずは**必要な保障額をシュミレーションしてみましょう!**



### 3 保障額と掛金

※死亡保障の最低口数は1口以上、入院保障の最低口数は4口以上となります。

契約口数	死亡・身体障がい保障					入院・手術保障		
	死亡重度障がい	事故特約左記金額に 加算	後遺障がい 事故	後遺障がい 病気	掛金 (月額)	入院 病気・事故 (日額)	手術 病気・事故 (1回につき)	掛金 (月額)
1口	100万円	50万円	2～45万円	2～30万円	210円	500円	5,000円	60円
2口	200万円	100万円	4～90万円	4～60万円	420円	1,000円	10,000円	120円
3口	300万円	150万円	6～135万円	6～90万円	630円	1,500円	15,000円	180円
4口	400万円	200万円	8～180万円	8～120万円	840円	2,000円	20,000円	240円
5口	500万円	250万円	10～225万円	10～150万円	1,050円	2,500円	25,000円	300円
6口	600万円	300万円	12～270万円	12～180万円	1,260円	3,000円	30,000円	360円
7口	700万円	350万円	14～315万円	14～210万円	1,470円	3,500円	35,000円	420円
8口	800万円	400万円	16～360万円	16～240万円	1,680円	4,000円	40,000円	480円
9口	900万円	450万円	18～405万円	18～270万円	1,890円	4,500円	45,000円	540円
10口	1,000万円	500万円	20～450万円	20～300万円	2,100円	5,000円	50,000円	600円
11口	1,100万円	550万円	22～495万円	22～330万円	2,310円	5,500円	55,000円	660円
12口	1,200万円	600万円	24～540万円	24～360万円	2,520円	6,000円	60,000円	720円
13口	1,300万円	650万円	26～585万円	26～390万円	2,730円	6,500円	65,000円	780円
14口	1,400万円	700万円	28～630万円	28～420万円	2,940円	7,000円	70,000円	840円
15口	1,500万円	750万円	30～675万円	30～450万円	3,150円	7,500円	75,000円	900円
16口	1,600万円	800万円	32～720万円	32～480万円	3,360円	8,000円	80,000円	960円
17口	1,700万円	850万円	34～765万円	34～510万円	3,570円	8,500円	85,000円	1,020円
18口	1,800万円	900万円	36～810万円	36～540万円	3,780円	9,000円	90,000円	1,080円
19口	1,900万円	950万円	38～855万円	38～570万円	3,990円	9,500円	95,000円	1,140円
20口	2,000万円	1,000万円	40～900万円	40～600万円	4,200円	10,000円	100,000円	1,200円
21口	2,100万円	1,050万円	42～945万円	42～630万円	4,410円	10,500円	105,000円	1,260円
22口	2,200万円	1,100万円	44～990万円	44～660万円	4,620円	11,000円	110,000円	1,320円
23口	2,300万円	1,150万円	46～1,035万円	46～690万円	4,830円	11,500円	115,000円	1,380円
24口	2,400万円	1,200万円	48～1,080万円	48～720万円	5,040円	12,000円	120,000円	1,440円
25口	2,500万円	1,250万円	50～1,125万円	50～750万円	5,250円	12,500円	125,000円	1,500円
26口	2,600万円	1,300万円	52～1,170万円	52～780万円	5,460円	13,000円	130,000円	1,560円
27口	2,700万円	1,350万円	54～1,215万円	54～810万円	5,670円	13,500円	135,000円	1,620円
28口	2,800万円	1,400万円	56～1,260万円	56～840万円	5,880円	14,000円	140,000円	1,680円
29口	2,900万円	1,450万円	58～1,305万円	58～870万円	6,090円	14,500円	145,000円	1,740円
30口	3,000万円	1,500万円	60～1,350万円	60～900万円	6,300円	15,000円	150,000円	1,800円
31口	3,100万円	1,550万円	62～1,395万円	62～930万円	6,510円	15,500円	155,000円	1,860円
32口	3,200万円	1,600万円	64～1,440万円	64～960万円	6,720円	16,000円	160,000円	1,920円
33口	3,300万円	1,650万円	66～1,485万円	66～990万円	6,930円	16,500円	165,000円	1,980円
34口	3,400万円	1,700万円	68～1,530万円	68～1,020万円	7,140円	17,000円	170,000円	2,040円
35口	3,500万円	1,750万円	70～1,575万円	70～1,050万円	7,350円	17,500円	175,000円	2,100円
36口	3,600万円	1,800万円	72～1,620万円	72～1,080万円	7,560円	18,000円	180,000円	2,160円
37口	3,700万円	1,850万円	74～1,665万円	74～1,110万円	7,770円	18,500円	185,000円	2,220円
38口	3,800万円	1,900万円	76～1,710万円	76～1,140万円	7,980円	19,000円	190,000円	2,280円
39口	3,900万円	1,950万円	78～1,755万円	78～1,170万円	8,190円	19,500円	195,000円	2,340円
40口	4,000万円	2,000万円	80～1,800万円	80～1,200万円	8,400円	20,000円	200,000円	2,400円

#### リック生命共済 加入基準 新規加入・増口加入ができる方

加入できるのは、申込みの日において、**健康に日常生活を営んでいる方**です。

※健康な方とは、下記の「健康状態の質問」の内容に該当しない方をいいます。 ※申込書の健康告知欄(該当する・該当しない)に必ず記入願います。  
 ※記入がない方は、健康告知に該当しないと申告されたこととします。  
 ※健康状態を確認する日は、あなたが申込書を記入した日となります。申込書の右下の「申込書記入日」欄に必ず記入してください。

1. 現在、病気\*1やけがのため、入院・安静加療\*2をしている、または、入院・安静加療\*2・手術\*3を要すると診断されている。
2. 過去1年以内に、下記の疾病\*4により、医師の治療\*5を受けたこと、または、医師の治療\*5を要すると診断されたことがある。ただし、現在、その疾病が完治している\*6場合は該当しない。
3. 過去1年以内に、病気\*1やけが(手足の骨折を除く。)のため、連続して14日以上入院・安静加療をしたこと\*7、または、手術\*3を受けたことがある。

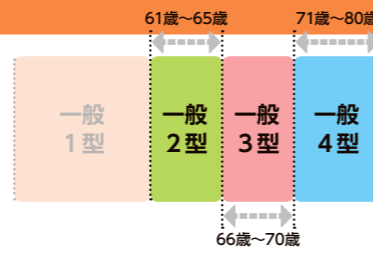
- \*1 「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産等)を含む。
- \*2 「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいう。なお、1週間程度で完治する軽微なインフルエンザによる安静加療は含まない。
- \*3 「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含む。これらの手術には共済金の支払対象とならないものも含む。また、入院を伴わない日帰り手術も含む。ただし、抜釘は含まない。
- \*4 「医師の治療」とは、投薬、医学的処置、および食事療法などをいう。
- \*5 「完治している」とは、医師から「病気が治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいう。
- \*6 「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含む。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含む。

#### \*4 「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいう。

- ア. 新生物(がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など。)
- イ. 糖尿病
- ウ. 心疾患(心臓病など。高血圧症を含む。)
- エ. 脳血管疾患(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓症など。)
- オ. 胃、腸の疾患(胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、腹膜炎など。)
- カ. 肝臓、脾臓の疾患(肝炎、肝硬変、肝機能障害、膵炎など。)
- キ. 腎臓の疾患(腎炎、腎不全、ネフローゼなど。)
- ク. 呼吸器の疾患(肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、気管支拡張症など。)
- ケ. 精神障がい(うつ病、アルコール依存症、統合失調症など。)
- コ. 神経の疾患(動脈炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィーなど。)
- ク. 血管および血液の疾患(動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、血友病など。)
- シ. 眼の疾患(白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性など。)
- ス. 脊柱、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患(強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、膠原病、ベーチェット病、免疫不全症候群など。)



61歳から80歳も  
安心の保障



新規加入の  
注 意

加入・増口の際には必ず「リック生命共済加入基準 新規加入・増口加入できる方」をお読みください。生命共済パンフレットP.4と満了通知P.4裏面に記載しています。

共通項目	保障期間	1年間（2020年1月1日～2020年12月31日）
	申込期間	8月～10月（募集展開時）+ 随時 ※新規加入は1月以外も随時受付（一般2型のみ）

	1口掛金 (月額)	上限口数	最低加入 口数	新規加入 増口	保障額				掛金 (月額)			自動継続の 注意点	保障内容 (共通項目)			
					契約 口数	死亡・身体障害保障			入院・手術保障	死亡	入院		病気・事故 死亡	保障内容 (共通項目)		
						死亡 重度障害	事故特約 左記金額に 加算	後遺障害 事故							後遺障害 病気	入院 病気・事故
一般2型 (満61歳～満65歳)	死亡420円 入院120円	死亡10口 入院10口	死亡1口 入院4口	新規加入・ 増口は 64歳まで 可能です	1口	100万円	50万円	2～45万円	2～30万円	500円	5,000円	420円			120円	*一般2型へ変更になる方  昭和34年1月1日生まれ、 および、昭和33年1月2日 ～12月31日生まれで現在 リック生命共済一般1型に 加入している方  現在の加入口数で継続しま すが、11口以上加入の方は 一般2型の限度口数10口に 変更します。掛金も変わ りますので注意してくだ さい。
					2口	200万円	100万円	4～90万円	4～60万円	1,000円	10,000円	840円	240円			
					3口	300万円	150万円	6～135万円	6～90万円	1,500円	15,000円	1,260円	360円			
					4口	400万円	200万円	8～180万円	8～120万円	2,000円	20,000円	1,680円	480円			
					5口	500万円	250万円	10～225万円	10～150万円	2,500円	25,000円	2,100円	600円			
					6口	600万円	300万円	12～270万円	12～180万円	3,000円	30,000円	2,520円	720円			
					7口	700万円	350万円	14～315万円	14～210万円	3,500円	35,000円	2,940円	840円			
					8口	800万円	400万円	16～360万円	16～240万円	4,000円	40,000円	3,360円	960円			
					9口	900万円	450万円	18～405万円	18～270万円	4,500円	45,000円	3,780円	1,080円			
					10口	1,000万円	500万円	20～450万円	20～300万円	5,000円	50,000円	4,200円	1,200円			
一般3型 (満66歳～満70歳)	死亡950円 入院220円	死亡5口 入院10口	死亡1口 入院4口	新規加入・ 増口は できません	1口	100万円	50万円	2～45万円	2～30万円	500円	5,000円	950円	220円	*一般3型へ変更になる方  昭和29年1月1日生まれ、 および、昭和28年1月2日 ～12月31日生まれで現在 リック生命共済一般2型に 加入している方  現在の加入口数で継続しま すが、死亡6口以上加入 の方は一般3型の限度口 数5口に変更します。掛 金も変わりますので注 意してください。	病気による 後遺障がい	病気により障がい が残り、地方自治体 発行の身体障害者手帳 が交付された場合にお 支払いします。 *重度障がいに該当 しない場合
					2口	200万円	100万円	4～90万円	4～60万円	1,000円	10,000円	1,900円	440円			
					3口	300万円	150万円	6～135万円	6～90万円	1,500円	15,000円	2,850円	660円			
					4口	400万円	200万円	8～180万円	8～120万円	2,000円	20,000円	3,800円	880円			
					5口	500万円	250万円	10～225万円	10～150万円	2,500円	25,000円	4,750円	1,100円			
					6口					3,000円	30,000円		1,320円			
					7口					3,500円	35,000円		1,540円			
					8口					4,000円	40,000円		1,760円			
					9口					4,500円	45,000円		1,980円			
					10口					5,000円	50,000円		2,200円			
一般4型 (満71歳～満80歳)	死亡2,100円 入院330円	死亡1口 入院10口	死亡1口 入院4口	新規加入・ 増口は できません	1口	100万円	50万円	2～45万円	2～30万円	500円	5,000円	2,100円	330円	*一般4型へ変更になる方  昭和24年1月1日生まれ、 および、昭和23年1月2日 ～12月31日生まれで現在 リック生命共済一般3型に 加入している方  現在の加入口数で継続しま すが、死亡2口以上加入 の方は一般4型の限度口 数1口に変更します。掛 金も変わりますので注 意してください。	病気・事故 手術	病気や不慮の事故に より手術した場合に、 入院日額の10倍を 保障します。日帰り 手術も所定の手術で あればお支払いの対 象となります。
					2口					1,000円	10,000円		660円			
					3口					1,500円	15,000円		990円			
					4口					2,000円	20,000円		1,320円			
					5口					2,500円	25,000円		1,650円			
					6口					3,000円	30,000円		1,980円			
					7口					3,500円	35,000円		2,310円			
					8口					4,000円	40,000円		2,640円			
					9口					4,500円	45,000円		2,970円			
					10口					5,000円	50,000円		3,300円			
															入院見舞金	病気や不慮の事故に よる入院に対し入院 給付金をお支払いす る際に、一傷病に付 1回5,000円(一律) を見舞金としてお支 払いします。

特徴  
ライフプラン・  
一般1型

生命共済  
一般2型

生命共済  
一般3型

生命共済  
一般4型

生命共済  
告知型

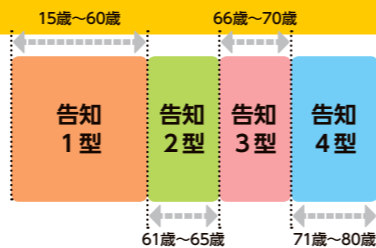
3大疾病保障

キッズタイプ

注意・手続き



健康告知に  
該当する方に  
安心の保障



新規加入は64歳までとなります

対象年齢	・満15歳～満80歳の本人および配偶者	保障期間	1年間 (2020年1月1日～2020年12月31日)
保障内容	・健康告知に該当する方のための保障 ・死亡保障400万円(告知4型は死亡保障が100万円となります)、 入院保障日額2,000円、手術給付20,000円	申込期間	8月～10月(募集展開時)+随時 ※新規加入は1月以外も随時受付(告知1・2型のみ)

### 1 加入できる方と保障額の範囲 ※本人が加入していないと、配偶者の加入はできません

加入できる方	リック会員(本人)とその配偶者
加入できる年齢	満15歳～満80歳 ※新規加入は64歳までとなります
保障額の範囲	<b>死亡・身体障がい保障</b> ●死亡・重度障がい 400万円※ ●事故特約(上記金額に加算) 200万円※ ●後遺障がい事故 8～180万円※ ●病気 8～120万円※ <b>入院・手術保障</b> ●入院(病気・事故) 日額2,000円 ●手術(病気・事故) 20,000円

※告知4型のみ、一部保障額が異なります。詳しくは③「保障額と掛金」の表をご確認ください。

- 注意**
- 加入口数は4口のみ(死亡保障と入院保障のセット加入)
  - 「健康に関する報告書」をご記入のうえ提出いただき、加入となります。
  - 「健康に関する報告書」に記載いただいた、既往症と因果関係のある加入日から2年間以内の事由については給付しません。
  - 給付の際、加入時に申告していない健康告知に該当する傷病があった場合、共済契約は解除となります。
  - リック会員(本人)が告知型に加入すると、配偶者は健康告知に該当しない場合一般1型、2型へ加入できます。(加入年齢64歳まで)
  - 告知型の申込書は、組合またはリック局までご請求ください。

### 2 保障内容

● **死亡保障**

病気・事故死亡	病気や不慮の事故により死亡した場合に、お支払いします。
病気・事故重度障がい	病気や不慮の事故により重度障がいになった場合に、お支払いします。
病気による後遺障がい	病気により障がいが残り、地方自治体発行の身体障害者手帳が交付された場合に、お支払いします。 ※重度障がいに該当しない場合
事故による後遺障がい	共済期間中の事故により障がいが残り、共済期間中に障がい固定した場合に、お支払いします。 ※重度障がいに該当しない場合

● **入院・手術保障**

病気・事故入院	病気や不慮の事故により入院した場合に、お支払いします。 入院は1日目から一傷病につき180日を限度としてお支払いします。
病気・事故手術	病気や不慮の事故により手術をした場合に、入院日額の10倍を保障します。日帰り手術も所定の手術であればお支払いの対象となります。
入院見舞金	病気や不慮の事故による入院に対し入院給付金を給付する際に、一傷病につき1回5,000円(一律)を見舞金としてお支払いします。

### 3 保障額と掛金

型	契約口数	死亡・身体障がい保障				入院・手術保障		掛金(月額)
		死亡重度障がい	事故特約左記金額に加算	後遺障がい事故	後遺障がい病気	入院病気・事故	手術病気・事故	
告知1型(15～60歳)	死亡4口	400万円	200万円	8～180万円	8～120万円	2,000円	20,000円	2,160円
	入院4口							
告知2型(61～65歳)	死亡4口	400万円	200万円	8～180万円	8～120万円	2,000円	20,000円	3,900円
	入院4口							
告知3型(66～70歳)	死亡4口	400万円	200万円	8～180万円	8～120万円	2,000円	20,000円	7,500円
	入院4口							
告知4型(71～80歳)	死亡1口	100万円	50万円	2～45万円	2～30万円	2,000円	20,000円	4,800円
	入院4口							

※告知4型のみ、一部保障額が異なります。



# ベストドクターズ®・サービス

リック生命共済ご加入の皆様へのサービスです。Best Doctors® およびベストドクターズ、ホスピサーチはBest Doctors, Inc.の商標です。

重い病気にかかったとき、信頼できる名医・専門家をご紹介します。

重い病気にかかったときほど、信頼できる医師を選ぶことが重要になります。医師の技量によって、医療ミスや入院日数、医療費、生存率に差がでます。「ベストドクターズ・サービス」は、リック生命共済にご加入の皆さまに、信頼できる名医・専門家をご紹介します。安心して治療を受けられるようサポートするサービスです。



優秀な専門医・名医を受診したい  
**名医紹介**

名医がいる病院を知りたい  
**病院案内**  
(ホスピサーチ®)

↓

そんな皆様のご要望に沿ったベストドクターをご紹介します。まずは電話でご相談ください。

優秀な専門医・名医の受診をサポートします

ベストドクターズ・サービスは、専門医同士の相互評価に基づいて選出された約6,500名の優秀な専門医の中から、患者様にとっての「ベストドクター」を1名ずつ最大3名選び出し、治療やセカンドオピニオンをサポートします。

優秀な専門医・名医が在籍する「病院」・「診療科」をご案内します。

優秀な専門医・名医が在籍する「病院」・「診療科」をお電話でお伝えします。急いで名医が在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応えするサービスです。

こんな場合にご利用されています 一部抜粋

例えば…

- 前立腺がん主治医から手術を勧められたが、他の治療法について別の医師の意見を聞きたい。
- 胃がんと診断された。内視鏡手術が得意な医師を希望したい。
- 子宮筋腫で治療中だが転居先付近の名医がいる病院を知りたい。

ご利用者からはこんな声が寄せられました

- ◆ おかげで丁寧なセカンドオピニオンが受けられた。主治医のもとで安心して治療が続けられる。
- ◆ 良い先生を案内してもらい、適切な治療が受けられた。
- ◆ すぐに名医がいる病院が知ることができて、安心して受診することができた。

サービス対象疾患

サービス対象疾患現在のところ以下のような疾患が対象となっています。なお、対象疾患は変更になる場合があります。

- ◆ 広義のがん(良性脳腫瘍を含む)
- ◆ 心臓疾患(原則手術を必要とするもの)
- ◆ 脳動脈瘤(原則手術を必要とするもの)
- ◆ 膠原病
- ◆ 難病の一部
- ◆ 眼科疾患の一部(原則手術を必要とするもの)
- ◆ 整形外科疾患の一部(原則手術を必要とするもの)
- ◆ 婦人科疾患の一部(原則手術を必要とするもの)
- ◆ 肝臓病の一部(原則手術を必要とするもの)

リック生命共済加入者でご利用を希望する方は  
リック局へお問い合わせください

**ご利用の際の注意**

- ★ 対象者は「リック生命共済」ご加入者と同居の扶養親族に限ります。
- ★ 利用いただくには、サービス対象疾患と診断されていることが必要です。「疑い」の状態での利用はできません。(病院案内のみ「疑い」状態でも利用できます)
- ★ 対象疾患と診断されている場合でも、ご希望の地域やご相談内容によってはご要望に沿えない場合があります。
- ★ 当サービスの利用を通じて、ベストドクターズ日本コールセンターが入手したお客様の個人情報は、当サービス以外の目的には使用しません。また、法令等による開示請求があった場合を除き、日産労連を含む第三者へお客様の個人情報を提供いたしません。
- ★ 本サービスは2019年1月時点のものです。内容は予告なく、変更・終了することがあります。

**免責事項**

本サービスは患者さんの一刻も早い回復、QOL(クオリティ・オブ・ライフ=生活の質)の向上、治癒を目的に提供され、ベストドクターズ社、ベストドクターズ社が紹介した専門医、および本サービスに関する全てのスタッフはその目的を達成するために誠心誠意努力いたします。しかしながら、不幸にもその目的が達成されなかったケースにおいてもベストドクターズ社、ベストドクターズ社が紹介した専門医、ベストドクターズ日本コールセンターを運営する株式会社法研および本サービスに関するスタッフのいずれも、何ら責任を負いません。その点をご理解いただいた上でご利用ください。

3大疾病と闘うための財源を支援します！

# LC 3大疾病保障

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱  
無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)

**保障期間** 1年間(2020年1月1日～2020年12月31日)

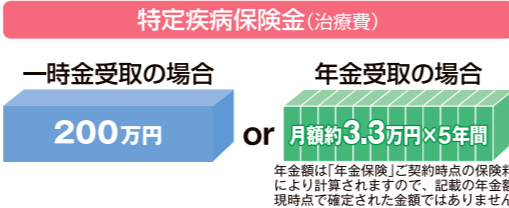
**申込期間** 7月～10月(募集展開時)

**引受会社** 明治安田生命 ☎0120-233-893  
受付時間/月～金 9:00～17:00(祝日を除く)

※詳細は日産労連リック局の3大疾病保障専用パンフレットをご覧ください。

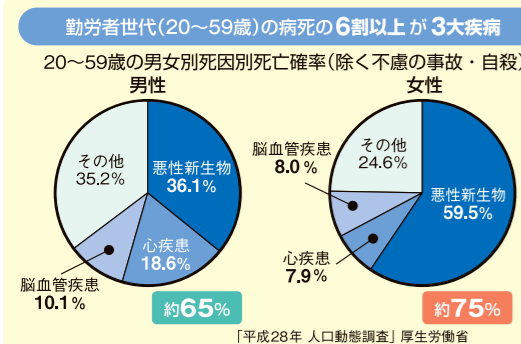
## 1 特徴

3大疾病の場合の  
治療費を確保し、  
安心をサポート



## 2 制度の必要性

※「心疾患」は高血圧性を除く心疾患。  
※3大疾病保障のお支払とは一部異なります。



安心して  
治療に  
専念できる  
ように  
「3大疾病保障」が  
お役に  
立ちます。

## 3 ご加入できる方

**注意** 告知内容が生命共済とは異なります。新規加入される場合は、必ずご確認の上、お申し込みください。  
ただし今回の募集期間が終了すると加入することができませんので注意してください。

加入できる方	加入できる年齢
生命共済加入(満60歳以上は未加入でも可)のリック会員本人とその配偶者で下記告知内容に該当する方。配偶者だけの加入はできません。	満15歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月※まで(2020年1月1日現在)の方。継続は満71歳6ヵ月まで可能。 ※新規加入の場合は昭和29年7月2日生まれ以降の方

告知内容	
<b>本人</b>	<p><b>【現在の就業状態】</b> 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されています。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p><b>【現在の健康状態】</b> 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>
<b>本人・配偶者共通</b>	<p><b>【過去3ヵ月以内の健康状態】</b> 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。 (注)検査をすすめる検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p><b>【過去5年以内の健康状態】</b> 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。</p> <p><b>別表</b> がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、胃炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p>

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。  
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。  
※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。  
※加入日より前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。  
※本人について定められた特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。ただし、本人の特定疾病保険金、高度障害保険金が支払われて脱退となった場合かつ本人がリック会員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。  
生命共済加入(満60歳以上は未加入でも可)のリック会員本人とその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

## 4 保障内容

例えば、入院給付金日額20,000円換算で100日分に相当します！

三大疾病に関係ない一般の死亡・高度障害でも保障されます！

「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」 所定のガンと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき	特定疾病保険金 <b>200万円</b>	死亡・所定の高度障害のとき 被保険者が保険期間中に死亡されたとき、または加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。※3大疾病とは関係のない死亡・高度障害でも保障	死亡・高度障害保険金 <b>200万円</b>
---	-------------------------	---	----------------------------

※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。  
●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
●悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日以後に発生した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発生した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	—
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	—

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1」対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。  
※2 ご加入前にお支払対象のガンと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のガンに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のガンの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のガンと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。  
※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めことがあります。  
※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Tis」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。  
※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。  
※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の産業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。  
※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

## 5 掛金

今年度は、保険料率改定を行なっていますので、ご自身の掛金をご確認のうえ、お申し込みください。  
※月払または半年払 <保険期間1年、集団扱月払、保険金額(年金原資)200万円> ※66～71歳は継続加入のみです。

年齢	男性		女性		年齢	男性		女性	
	月額	半年(月額×6)	月額	半年(月額×6)		月額	半年(月額×6)	月額	半年(月額×6)
16歳～20歳 (平成11年7月2日～平成16年7月1日生まれ)	286円	1,716円	236円	1,416円	46歳～50歳 (昭和44年7月2日～昭和49年7月1日生まれ)	1,592円	9,552円	1,470円	8,820円
21歳～25歳 (平成6年7月2日～平成11年7月1日生まれ)	388円	2,328円	286円	1,716円	51歳～55歳 (昭和39年7月2日～昭和44年7月1日生まれ)	2,654円	15,924円	1,928円	11,568円
26歳～30歳 (平成1年7月2日～平成6年7月1日生まれ)	398円	2,388円	368円	2,208円	56歳～60歳 (昭和34年7月2日～昭和39年7月1日生まれ)	4,166円	24,996円	2,380円	14,280円
31歳～35歳 (昭和59年7月2日～平成1年7月1日生まれ)	496円	2,976円	532円	3,192円	61歳～65歳 (昭和29年7月2日～昭和34年7月1日生まれ)	6,504円	39,024円	3,386円	20,316円
36歳～40歳 (昭和54年7月2日～昭和59年7月1日生まれ)	678円	4,068円	790円	4,740円	66歳～70歳 (昭和24年7月2日～昭和29年7月1日生まれ)	9,638円	57,828円	4,478円	26,868円
41歳～45歳 (昭和49年7月2日～昭和54年7月1日生まれ)	946円	5,676円	1,162円	6,972円	71歳 (昭和23年7月2日～昭和24年7月1日生まれ)	12,134円	72,804円	5,562円	33,372円

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例)保険年齢40歳＝2020年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで  
●この制度の掛金は年単位の契約当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は総保険金額100億円以上300億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規掛金を適用します。  
●記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。  
●本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

## 健康づくりサポート

※必ず3大疾病保障とセットでご加入ください。

### 1 特徴

※季刊誌「健康情報」(年4回)、「総合ガイドブック」(年1回)をお届けいたします。  
※楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。  
※Webサービスを中心に健康に関する情報を提供。  
パソコン・モバイルのいずれからでもご利用いただけます。

### 2 ご加入できる方

「3大疾病保障」に加入しているリック会員本人です。  
なお、健康づくりサポートのみの加入はできません。

### 3 運営費

加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。  
(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

その他のサービスについての詳細は、3大疾病保障パンフレットをご覧ください。

### 4 サービスの概要

●季刊誌「健康情報」⇒自宅もしくは職場へお届け  
健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌。(日経ヘルス編集)

●ヘルシーファミリー倶楽部⇒パソコン・モバイルでご利用ください  
最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで健康に関するあらゆる情報を提供。

●相談ダイヤル⇒無料電話相談サービス  
日常生活における様々な不安や悩みについて、お気軽にご相談いただくことができます。健康全般、病気、育児、メンタルヘルス、介護などのご相談に、専門スタッフ(医師、臨床心理士、ケアマネジャー等)が責任を持って対応。  
※メンタルヘルス面接相談はお一人年間5回まで無料。

●CLUB FUJITA⇒お電話でお申込み  
藤田観光が運営するウイスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。

☎0120-233-893 3大疾病保障+健康づくりサポートは明治安田生命までお問い合わせください。

# こども保障タイプ

こども定期生命共済・個人長期生命共済

リックキッズタイプは2019年8月に制度改定します!

**保障内容** ・ワンパク盛りの子どものケガや病気を保障  
・[入院時諸費用サポート共済金]もついてさらに安心

**保障期間** 1年間 **申込期間** 随時

**引受団体** こくみん共済 coop (全労済)

制度に関する問い合わせ ☎ 0120-75-6031  
共済金請求に関する問い合わせ ☎ 0120-580-699

**NEW 1** 入院時の諸費用に備えられるよう、  
**入院時諸費用サポート共済金をプラスしてお支払い!**

お子さまの入院...パパやママは精神的にも、経済的にも負担が増えます。

- お子さまの入院で想定される費用**
- 医療費以外にかかる諸費用
- 付添用のベッド代
  - 日用品費
  - 交通費(タクシー代等)
  - 家事代行費
  - 入院中のおもちゃ購入費
  - 外食代
  - 幼い兄弟がいる場合の一時保育料
  - 付添で仕事を欠勤した際の収入減 など
- 経験者の声●
- 感染予防のため、下の子(兄弟)が病棟へ入らず、やむなく一時保育を利用。想定外の出費でした。
  - 入院中、元気がないわが子のため、ついつい本やおもちゃをたくさん買ってしまうことも。
  - 小児病棟がある病院が近くになく、タクシー利用の頻度が高くなりました。

**NEW 2** 子育て世帯をサポート! こども保障タイプにご加入いただいた方が専用ホームページからご利用いただけるサポートサービスです。

育児の悩みから進路相談まで、子育て・教育のエキスパートがメールで直接お答えします。

**相談無料 こども相談室**

お子さまの勉強 パパ・ママの育児

なぜ?なに?相談 学習相談 進路相談 集団生活でのトラブル 妊娠・出産 離乳食のアドバイス

相談スタッフ: 大学講師、予備校講師 など 相談スタッフ: 保育士、看護師 など

専用ホームページアドレスは、ご加入後、共済契約証券送付時にご案内します。

## 1 加入できる方

リック会員・エルダー会員と同一生計のお子さんやお孫さんで満0歳から満17歳までの健康な方(最高満18歳まで保障)

## 2 保障額と掛金

**こども保障タイプ**

▼加入できる方 0歳~満17歳の健康な方

▼保障期間 満18歳の契約満了日まで保障

月々の掛金 **1,200円**

▼保障内容

入院したとき (入院共済金)	日帰り入院も保障 1日目から最高365日分	交通事故・不慮の事故・病気等	日額 5,000円	入院保障は 日額1万円
入院時諸費用サポート (入院共済金が支払われる場合プラスしてお支払いします。)	入院時諸費用サポート共済金		日額 5,000円	
骨折・腱の断裂・関節の脱臼をしたとき (骨折等諸費用サポート共済金)		交通事故・不慮の事故	5万円	
手術を受けたとき (新手術共済金)	診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	入院中	5万円	
		外来	2.5万円	
放射線治療を受けたとき (放射線治療共済金) (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等		5万円	
通院したとき (通院共済金) 1日1回最高90日分		交通事故・不慮の事故	日額 2,000円	
扶養者である契約者の死亡・重度障がい (扶養者(事故・病気)死亡共済金)		交通事故・不慮の事故等	300万円	
		病気等(免責1年)	10万円	
死亡・重度の障がいが残ったとき (死亡・重度障害共済金)		交通事故・不慮の事故等	200万円	
		病気等	100万円	
身体に障がいが残ったとき (障害共済金) 3級の一部~14級		交通事故・不慮の事故等	90万円~4万円	

●発効日(増額分は更新日)以後に発病した病気または発生した交通事故・不慮の事故によるときに共済金をお支払いします。詳しくは、加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

**こくみん共済(全労済)**

2019年6月より、全労済から「こくみん共済 coop」へ。全労済は、共済を通じた「たすけあいの絆」をさらに広げ、より多くの方に生活の安心をお届けするため、新たな愛称を「こくみん共済 coop」と定めて活用してまいります。皆さまのご契約内容等に変更が生じることはありません。また、お手続きも不要です。

**こども保障 満期金付タイプ**

▼加入できる方 0歳~満14歳の健康な方(各コースごとの選択した年齢満了日まで保障)

単独での加入はできません。こども保障タイプにプラスしてご加入ください。

掛金は加入時(発効日)の加入年齢、満了年齢と満期金額によって決まります。ただし、コースごとに加入可能な年齢が異なります。

▼保障内容

	(50万円型)共済金額	(100万円型)共済金額
満期金	50万円	100万円
死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部 (死亡・重度障害共済金)	50万円	100万円

▼保障内容

個人賠償	法律上の損害賠償責任を負うとき(国内のみ)	最高 1億円
(損害賠償共済金)		
(賠償費用共済金)		
対人賠償	死亡させたとき	10万円
対人賠償	10日以上入院させたとき	2万円
対人賠償	対人事故のとき	3,000円

▼加入できる方 年齢・健康状態にかかわらず、こくみん共済の各タイプに組み合わせて加入できます。単独での加入はできません。

月々の掛金 **200円**

▼保障内容

個人賠償 法律上の損害賠償責任を負うとき(国内のみ) 最高 1億円

対人賠償 死亡させたとき 10万円

対人賠償 10日以上入院させたとき 2万円

対人賠償 対人事故のとき 3,000円

保障期間 掛金は変わりません。基本となるタイプの契約終了日まで保障

被共済者の範囲

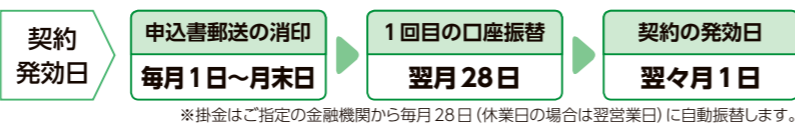
主たる被共済者(=基本となるタイプの加入者)を中心とする次のいずれかのひととします。ただし、責任無能力者は含まれません。

(1)主たる被共済者 (2)主たる被共済者の配偶者  
(3)主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族  
(4)主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子  
なお、1世帯の1人が加入すれば上記の方が保障の対象となります。

「個人賠償プラス」はリック火災共済に付帯できる「個人賠償責任特約」と同じです。

## 3 お申込み手続きと契約発効日

こくみん共済 coop (全労済) ☎0120-75-6031、もしくはリック局 ☎0120-236-932 / 携帯OK) へ申込書をご請求ください。お送りする申込書に必要事項をご記入・押印の上、ご返送ください。



# 退職者向け / リック生命共済からの移行のご案内

移行条件を満たしていれば、スムーズな手続きで「こくみん共済 coop (全労済)」の制度へ移行ができます。

## 満54歳以下で退職の場合

### こくみん共済

- おすすめのPOINT**
- ★入院・通院から死亡保障まで手頃な掛金で幅広い備えの総合保障。
  - ★月々の掛金はタイプ別に一律で、契約満了(60歳)まで変わりません。
  - ★60歳以降も移行タイプで最高満85歳まで継続可能(保障内容は変わります)。
  - ★移行の際の健康告知は、こくみん共済 coop (全労済) 提携分と同額分まで有告知・無審査となります。

**移行条件** リック生命共済に最低4口以上加入し、2年以上継続して契約が有効な満54歳以下の方

※職業告知について、こくみん共済の危険職業に該当する場合は移行加入できません。

### せいめい共済

- おすすめのPOINT**
- ★ご家族のライフスタイルに合わせて保障額を選べ、掛金も手頃で家計に安心。
  - ★終身生命プランなら、掛金の払込期間は一定で保障は一生涯。
  - ★定期生命プランなら、必要に合わせて保障の点検・見直しができ、満期金もプラスできます。
  - ★移行の際の健康告知は、こくみん共済 coop (全労済) 提携分と同額分まで有告知・無審査となります。

**移行条件** リック生命共済に最低1口以上(終身生命プランへの移行の場合は最低2口以上)加入し、2年以上継続して契約が有効な満54歳以下の方

※移行後の死亡保障額は、既加入額または1,500万円のいずれか小さい額となります。

※定期生命プランへの移行は、死亡・障がい保障のみ(入院保障なし)。

※終身生命プランへの移行は、死亡保障のみ(障がい・入院保障なし)。

※職業告知に関して、危険職業に該当する場合は移行できません。

## 満55歳以上で退職の場合

### 新離職者 団体生命共済

- おすすめのPOINT**
- ★掛金は手頃で、満70歳まで変わりません。
  - ★契約は1年毎の自動更新で、最高満80歳の契約満了日まで保障が続きます。
  - ※満70歳からは保障内容と掛金が変わりますので満70歳時に別途お手続きが必要です。
  - ★移行の際の健康告知は、こくみん共済 coop (全労済) 提携分と同額分まで無告知・無審査となります。
  - ★配偶者の方も移行加入できます。

**移行条件** リック生命共済に最低2口以上加入している満55歳~満65歳の方

コース別保障内容

移行加入年齢 (満55歳~満65歳)	満70歳まで(保障年齢)	
	掛金 (月払いのみ)	保障内容 死亡・重度障がい
移行コース	K1	2,380円 / 200万円
	K2	3,570円 / 300万円
	K3	5,950円 / 500万円

※死亡共済金と重度障害共済金は、重複してお支払いしません。  
●ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは、こくみん共済 coop (全労済) までお問い合わせください。

**主な保障内容(総合保障タイプ2口に移行の場合)**

不慮の事故による死亡	800万円
病気等による死亡	400万円
不慮の事故による入院	日額3,000円
病気等による入院	日額2,000円

※移行できる保障額はリック生命共済のこくみん共済 coop (全労済) 提携分のみとなります。  
※総合保障タイプ4口は49歳以下の方に限ります。  
●ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは、こくみん共済 coop (全労済) までお問い合わせください。

**加入口数別移行可能プランと主な保障内容**

リック生命共済の加入口数	移行可能なプラン (主な保障内容・病気等による死亡)	
	定期生命プラン	終身生命プラン
1口	最高100万円	×
2口	最高200万円	
3口	最高300万円	
4口	最高400万円	
10口	最高900万円	
16口	最高1,200万円	
20口	最高1,400万円	
22口~	最高1,500万円	

※移行できる保障額はリック生命共済のこくみん共済 coop (全労済) 提携分のみとなります。  
※終身生命プランには最低200万円以上から移行可能です。  
※上記以外の口数についてはお問い合わせください。  
●ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは、こくみん共済 coop (全労済) までお問い合わせください。

**~配偶者の移行について~**

- ◎組合員の移行時の年齢が満55歳~満65歳であれば、配偶者が満55歳未満でも移行できます(同時移行)。
- ◎組合員が移行しない場合でも、配偶者の移行時の年齢が満55歳~満65歳であれば移行できます。
- ◎組合員が移行年齢に達していなくても、配偶者の移行時の年齢が満55歳~満65歳であれば移行できます。

満71歳~満80歳まで(保障年齢)	
掛金 (月払いのみ)	保障内容 死亡・重度障がい
3,570円	100万円



# リック生命共済のご契約にあたって

注意事項

## 保険料控除証明の発行について

### 生命共済にご加入の皆さまに、 保険料控除証明を発行いたします。

- 証明内容は、日産労連がこくみん共済 coop (全労済)<sup>(注)</sup>と提携している生命共済の掛金の一部が対象となります。
- 年末調整や確定申告の際に使えます。
- 加入者にはリック局よりご自宅へ送付します。
- 発送時期は11月頃を予定しています。

## 割り戻しについて

### こくみん共済 coop (全労済) の提携分 (生命共済) について、割り戻しを実施いたします。

- 割戻金はこくみん共済 coop (全労済) の提携分になりますので、加入口数の全てが割り戻し額の対象にはなりません。
- 割り戻しの額は、毎年11月頃にお知らせいたします。
- お知らせした割り戻し額は、2020年の初回引落し掛金と相殺いたします。
- 相殺できない方は、リック登録口座へ返金いたします。(3月末予定)
- 割り戻し金については、こくみん共済 coop (全労済) の毎事業年度の決算結果をもとにこくみん共済 coop (全労済) で割り戻し額が決定されますので、**毎年お支払いを約束するものではありません。**

## 引落とし手数料について

- 月払いを選択された場合の手数料は、掛金に関わらず月当たり70円+消費税をご負担いただけます。
- **2020年1月より引落とし手数料77円となります。**

## 期中加入について (随時加入)

新規加入のみ受け付けます。本人の契約があれば、配偶者の新規加入もできます。一般型、告知型は問いません。

※すでに契約している方の、期中の口数変更はできません。  
※3大疾病保障の期中加入はできません。

### 期中加入の申込み締切

期中加入の締切は、毎月15日(リック局着)です。翌月5日にリック登録口座から引落しを行ない、引落日の1日に遡り契約発効します。

### 支払い方法の注意

生命共済、火災共済のどちらかに加入している場合は、現行の支払い方法から変更できませんので、ご注意ください。

## 生命共済 死亡給付金の年金払いについて

- 生命共済の死亡給付金のうち、こくみん共済 coop (全労済) との提携分については、ご希望により年金払いとして受取ることもできます。

※通常の給付手続き以外に、こくみん共済 coop (全労済) との手続きが必要です。  
※給付金の申請手続きの際にご連絡ください。  
給付金支払い後になると、年金払いができない場合があります。

## 個人情報に関するお知らせ

### ■日産労連の個人情報の保護についての考え方(日産労連プライバシーポリシーより抜粋)

日産労連は、日産労連に集う仲間の雇用の確保、賃金・労働諸条件の改善、働きやすい職場づくり、勤労者のための政策・制度の実現などを目指して活動しています。こうした活動を円滑に遂行するため、日産労連は、氏名、住所、電話番号などの個人情報を取得・利用することがあります。日産労連は、これらの個人情報を保護することの重要性を踏まえ、社会的責任を果たすべく、個人情報を取り扱います。

日産労連プライバシーポリシーは、日産労連のホームページをご覧ください。日産労連ホームページ <http://www.ngu.or.jp/>

### <個人情報の利用目的>

日産労連リック局の火災共済・生命共済・退職後の共済や3大疾病保障にご加入のため、記載いただいたリック会員とご家族、または共済金受取人などの個人情報は、共済保険契約の締結・維持管理・共済保険金の支払などの判断に関する業務や、リック局で行う各種サービスのご案内などを目的として利用いたします。

### ■こくみん共済 coop (全労済) との共同利用について

日産労連リック局は、火災共済・生命共済・新離職退職者団体生命共済等に係わる個人情報はこくみん共済 coop (全労済) と共同利用いたします。共同利用する項目は以下の通りです。

所属組合名・労組支部コード・従業員番号・職場コード・リック番号・氏名・性別・住所・電話番号・加入、継続申込書記載事項・組合経由の共済金支払手続き事項です。

こくみん共済 coop (全労済) の個人情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

こくみん共済 coop (全労済) ホームページ <https://www.zenrosai.coop/>

### ■明治安田生命保険相互会社への第三者提供について

明治安田生命保険相互会社の3大疾病保障は、リック局が明治安田生命保険相互会社(共同取扱会社)も含まれます。以下(同じ)との間で締結した団体保険契約の事務手続きのため、ご案内する申込み用紙で被保険者・保険金受取人の同意を頂いた上で取得し、明治安田生命保険相互会社に対して提供いたします。

明治安田生命保険相互会社の個人情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

明治安田生命保険相互会社ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

### ※提供停止について

3大疾病保障に関する個人データと保険金受取人を通じて間接的に取得する個人データ(保険金請求時の必要書類に記載される請求者以外の個人データ等)につきましては、お申出により第三者提供を停止しますのでお申出ください。

お問い合わせ先: 〒105-8523 東京都港区海岸1丁目4番26号 日産労連リック局 ☎0120-236-932 FAX 03-3459-6319

注: 2019年6月より、全労済は、新しい愛称を「こくみん共済 coop」と定めて活用していくことになりました。正式な名称は、全国労働者共済生活協同組合連合会(略称は全労済)であることには、変更はありません。



# リック生命共済 規則

※加入する前に、必ずお読みください。

## 目的

この共済は、会員および配偶者の死亡、身体障害ならびに入院・手術等に対し、会員の相互扶助により救済をはかることを目的とする。

## 共済事業の提携ならびに運営

1. この共済は、一部を全労済と提携して実施する。なお、リック生命共済規則に定めのない事項については、全労済の定款および団体定期生命共済事業規約・同細則に準じて中央執行委員会で決定する。
2. 業務の運営においては、その一部を全労済へ委託して実施する。提携および委託内容については別に定める。

## 共済の加入型

1. 共済の加入型は次の各号とする。
  - 1) 一般型  
一般1型 一般2型 一般3型 一般4型
  - 2) 告知型  
告知1型 告知2型 告知3型 告知4型
  - 3) サービス一般型  
サービス一般1型 サービス一般2型
  - 4) サービス告知型  
サービス告知1型 サービス告知2型
2. 各型については重複して加入することができない。

## 共済の加入資格者

この規則に定める加入資格者は、次の各項の条件のすべてを満たすものとする。(以下、加入した者を「加入者」という。)

1. 加入できる資格は次の各号のとおりとする。
  - 1) リック規程第4条(会員)に定める会員  
(以下、加入した者を「主契約者」という。)  
ただし、サービス一般型、サービス告知型については、新規組合員全員(日産労連の加盟組合からの転籍者は除く)を加入対象とする。なお、この規則に定める加入資格者は、リック規程第4条(会員)に定める会員であり、かつ、全労済の各都道府県労済生協の組合員でなければならない。
  - 2) 主契約者の配偶者(内縁関係にあるものを含む。ただし、主契約者または内縁関係にあるものに戸籍上の配偶者がいる場合を除く。)(以下1号の契約を「主契約」、2号の契約を「配偶者契約」という。)
  - 3) 配偶者契約は主契約の加入を条件とする。
  - 4) 主契約者と配偶者は各々別の加入型に加入できる。
  - 5) 本人、配偶者ともにリック規程第4条(会員)に定める会員である場合、同一人が会員本人としての加入と配偶者としての加入の2つの契約をすることはできない。
2. 各型における加入または継続できる年齢は、次の各号のとおりとする。なお契約年齢は、契約発効日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てる。
  - 1) 新規加入および増口  
第12条(共済の契約発効日と契約期間)、第13条(契約期間途中加入者の契約発効日と契約期間)に定める契約発効日または更新日現在の年齢が、満15歳以上65歳未満のもの。
  - 2) 継続加入
    - (1) 継続加入者は発効日現在80歳の年の12月31日24時まで継続ができる。ただし、主契約者が契約を終了した場合、配偶者も同時に契約終了となる。
    - (2) 各型の継続加入年齢は次のとおりとする。  
各型の継続加入年齢は次のとおりとする。  
年齢は更新日現在の満年齢とする。

## ① 一般型

- 一般1型 15歳から60歳
- 一般2型 61歳から65歳
- 一般3型 66歳から70歳
- 一般4型 71歳から80歳

## ② 告知型

- 告知1型 15歳から60歳
- 告知2型 61歳から65歳
- 告知3型 66歳から70歳
- 告知4型 71歳から80歳

## ③ サービス一般型

- サービス一般1型 15歳から60歳
- サービス一般2型 61歳から65歳

## ④ サービス告知型

- サービス告知1型 15歳から60歳
- サービス告知2型 61歳から65歳

3. 加入できる健康上の条件は、次の各号のとおりとする。
  - 1) 一般型、サービス一般型  
加入申込日現在、正常に勤務し、または健康に日常生活を営んでおり、加入基準に規定する健康上の条件に該当しないものとする。ただし満了する共済契約と同一内容で更新する場合には、健康上の条件のいずれかに該当する者であっても加入者として加入することができる。
  - 2) 告知型、サービス告知型  
加入基準に規定する健康上の条件に該当した場合に加入できる。

## 共済契約の種類

共済契約の種類は次の各項のとおりとする。

1. 加入者別の種類
  - 1) 主契約
  - 2) 配偶者契約
2. 保障内容別の種類
  - 1) 死亡(障害)
  - 2) 入院(手術)

## 共済契約口数の限度と変更

1. 契約できる口数は主契約、配偶者契約ともに次の各号のとおりとする。また、死亡(障害)、入院(手術)の口数については、次の各号の範囲内でそれぞれ契約できる。ただし、死亡(障害)、入院(手術)一方のみの契約はできない。
  - 1) 一般型
    - (1) 一般1型  
死亡(障害) 1口から40口  
入院(手術) 4口から40口
    - (2) 一般2型  
死亡(障害) 1口から10口  
入院(手術) 4口から10口
    - (3) 一般3型  
死亡(障害) 1口から5口  
入院(手術) 4口から10口
    - (4) 一般4型  
死亡(障害) 1口  
入院(手術) 4口から10口
    - (5) すでに死亡(障害)・入院(手術)ともに1口から3口で契約している場合は同じ口数で継続契約ができる。また、増口、減口をする場合は各型の加入口数の範囲内とする。
  - 2) 告知型

特徴  
ライフプラン・  
一般1型

生命共済  
一般1型

生命共済  
一般2型

生命共済  
一般3型

生命共済  
一般4型

告知型  
生命共済

3大疾病保障

キッズタイプ

注意・手続き



- び順位) に定める共済金受取人とする。
- 共済金の給付申請をするときは、別表 2 (必要書類) に定める該当書類を、加盟組合に提出するものとする。
- 共済金請求を受けた加盟組合は、遅滞なく前 2 項の提出書類を確認のうえ、日産労連へ提出しなければならない。

#### 共済金受取人の範囲および順位

- 共済金受取人は、主契約者とする。
- 主契約者が死亡し、受取人の指定がない場合は、次の各号の順位とする。また、2 号から 5 号については、それぞれ当該各号中の順位とする。
  - 主契約者の配偶者
  - 主契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた主契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。なお、「主契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた」とは、主契約者の収入によって日常の消費生活の全部または、一部を営んでおり、主契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいう。
  - 主契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた主契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。なお、「主契約者の配偶者の子」とは主契約者の実子または養子ではない子供をいう。また「配偶者の孫」とはその子供をいう。
  - 前 2 号に該当しない主契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。
  - 前 3 号に該当しない主契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。
  - 同順位の共済金受取人が 2 人以上あるときは、代表者を 1 人定めなければならない。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとする。
- 受取人を複数指定する事はできない。
- 主契約者は、随時死亡共済金受取人を指定または変更することができる。手続きについては、別表 2 (必要書類) に定める所定の申請書を提出し、日産労連の承諾を得なければならない。

#### 共済金給付の審査

- 所定の共済金給付申請書 (請求書) と添付書類の審査ならびに必要な調査については、全労済へ委託するものとする。
- 日産労連は審査に必要な書類の提出を求めることができる。
- 日産労連は申請者に対して給付審査において、とくに日時を要する場合、その旨を申請者へ通知する。

#### 共済金給付の認定と給付

- 共済金の給付については、全労済の審査結果をもとに認定基準および給付基準に基づき日産労連が決定する。
- 日産労連は給付対象と認定した場合、共済金受取人へ給付金明細を送付し、共済金を支払う。
- 日産労連は給付対象外と認定した場合、申請を却下し、その旨を申請者へ通知する。

#### 告知型、サービス告知型の共済金給付について

告知型、サービス告知型の共済金給付については、加入時に申告した傷病と因果関係がある加入日から 2 年間内の事由については給付しない。ただし告知型に加入した前年に一般型に加入していた場合は、告知型の契約口数以内で告知型に加入した前年の口数で給付する。また、告知型に加入した前年に新規加入または増口し告知義務違反があった場合は、告知型の契約口数以内で告知型に加入した前々年の口数で給付する。

#### 共済金請求の時効

- 受取人は、共済金等が支払われる事由が発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続きを 3 年間行なわなかった場合には、その共済金の請求権を失う。
- 前 1 項の規定にかかわらず、共済金請求権が時効により消滅した場合で

- 告知型
    - 告知 1 型  
死亡 (障害) ・入院 (手術) 4 口  
月 2,160 円
    - 告知 2 型  
死亡 (障害) ・入院 (手術) 4 口  
月 3,900 円
    - 告知 3 型  
死亡 (障害) ・入院 (手術) 4 口  
月 7,500 円
    - 告知 4 型  
死亡 (障害) 1 口 入院 (手術) 4 口  
月 4,800 円
  - サービス一般型  
無料 (上乗せ保障分は一般型と同じ)
  - サービス告知型  
無料
2. 共済金は 1 年ごとの掛け捨てとする。
3. 共済掛金の納入方法は、次の各号のとおりとする。

- 半年払い  
年間掛金を前期と後期の年 2 回にわけ、6 ヶ月分を一括して主契約者の登録口座から引き落としする。  
引き落とし時期は前期が 1 月とし 1 月 1 日から 6 月 30 日までの分、後期が 7 月とし 7 月 1 日から 12 月 31 日までの分とする。  
ただし、指定された期日に引き落としができなかった場合、2 回目以降の再引き落とし手数料は主契約者負担とする。
- 月払い  
毎月の引き落とし手数料を主契約者が負担することにより、年間掛金を 12 回に分け主契約者の登録口座から引き落としとする。この場合、リック火災共済、3 大疾病保障特約保険の掛金も月払いとなる。
- 納入された共済掛金は返還しない。ただし、日産労連でやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。

#### 共済掛金の支払猶予期間

- 共済掛金が指定された期日に引き落としできなかった場合、日産労連への共済掛金の支払猶予期間を設定する。
- 支払猶予期間は、引き落とし月の翌々月の末日とする。
- 支払猶予期間中に共済掛金が日産労連に納入されることにより、共済契約は契約発効日から成立したものとして取り扱う。

#### 共済金の種類

共済金の種類は、次のとおりとする。

- 死亡 (障害) の保障内容
  - 死亡共済金
  - 重度障害共済金
  - 事故特約共済金
  - 後遺障害共済金
    - 事故後遺障害共済金
    - 病氣後遺障害共済金
    - 障害見舞金
- 入院 (手術) の保障内容
  - 入院共済金
    - 事故入院共済金
    - 病氣入院共済金
  - 入院見舞金
  - 手術共済金 (ドナー支援金、放射線治療共済金含む)
- 診断書補助料

#### 共済金の給付申請と手続き

- 共済金を請求する場合の申請者は、第 18 条 (共済金受取人の範囲およ

- 入日における健康状態の告知について指定する書面により正しく申告しなければならない。
- 共済契約の申し込みにおいては、健康確認を行なう日を設定する。健康確認日は申込書記入日とする。ただし、申込書記入日が記載されていない場合は、次に定める日を健康確認日とする。
  - 一斉募集期間中については生命共済の募集締め切り日
  - 契約期間途中の加入については毎月の締め切り日である 15 日
- 年齢による型の移行については、同じ契約額までは健康告知は不要とする。
- 告知型、サービス告知型の加入については申込書に記載されている健康に関する報告書を提出しなければならない。

#### 共済契約の諾否

第 8 条 (共済契約の申し込みと内容変更の手続き) に基づく共済契約の申し込みは、申込書の記載内容をもとに加入資格審査および、質問事項に対する回答に関する審査を行なった後、加入の諾否を日産労連が決定する。

#### 共済契約の成立

加入が承認された共済契約は第 14 条 (共済掛金) に定める掛金相当額が指定した期日に納入されることにより発効日から成立する。サービス一般型、サービス告知型については、申込書の提出により組合加入日から成立する。

#### 共済の契約発効日と契約期間

- 共済の契約発効日は毎年 1 月 1 日とする。
- 共済の契約期間は、毎年 1 月 1 日 0 時から 12 月 31 日 24 時までの 1 年間とする。
- サービス一般型、サービス告知型については、組合加入日を発効日とし、組合加入日から 1 年間を契約期間とする。ただし、組合加入日が 1 日以外の場合、組合加入日から翌年同月の月末までを契約期間とする。

#### 契約期間途中加入者の契約発効日と契約期間

- 初回掛金の支払方法と契約発効日は次の各号のとおりとする。
  - 半年払い初回掛金は加入月から 6 月 30 日または 12 月 31 日までの掛金を一括して納入するものとし、毎月 15 日までに受理した申し込みについて翌月 5 日に引き落としをする。引き落としがされることにより引き落とし開始月の 1 日 0 時から契約を発効する。
  - 月払い初回掛金は毎月 15 日までに受理した申し込みについて翌月 5 日に引き落としをする。引き落としがされることにより引き落とし開始月の 1 日 0 時から契約を発効する。
- 契約期間は、初年のみ加入月の 1 日 0 時から 12 月 31 日 24 時までとする。
- 共済掛金は、加入月からの掛金を納入するものとする。

#### 共済掛金

- 共済掛金の額は、主契約、配偶者契約ともに次の各号のとおりとする。
  - 一般型
    - 一般 1 型  
死亡 (障害) 1 口あたり月 210 円  
入院 (手術) 1 口あたり月 60 円
    - 一般 2 型  
死亡 (障害) 1 口あたり月 420 円  
入院 (手術) 1 口あたり月 120 円
    - 一般 3 型  
死亡 (障害) 1 口あたり月 950 円  
入院 (手術) 1 口あたり月 220 円
    - 一般 4 型  
死亡 (障害) 1 口あたり月 2,100 円  
入院 (手術) 1 口あたり月 330 円

- 告知 1 型  
死亡 (障害) 4 口  
入院 (手術) 4 口
  - 告知 2 型  
死亡 (障害) 4 口  
入院 (手術) 4 口
  - 告知 3 型  
死亡 (障害) 4 口  
入院 (手術) 4 口
  - 告知 4 型  
死亡 (障害) 1 口  
入院 (手術) 4 口
- 3) サービス一般型
- サービス一般 1 型  
死亡 (障害) 1 口  
入院 (手術) 10 口
  - サービス一般 2 型  
死亡 (障害) 1 口  
入院 (手術) 10 口
  - 追加分の掛金を支払うことによりサービス一般 1 型は死亡 (障害)、入院 (手術) とともに 40 口まで、サービス一般 2 型は死亡 (障害)、入院 (手術) とともに 10 口まで契約できる。
- 4) サービス告知型
- サービス告知 1 型  
死亡 (障害) 4 口  
入院 (手術) 10 口
  - サービス告知 2 型  
死亡 (障害) 4 口  
入院 (手術) 10 口
2. 前 1 項の規定にかかわらず、認定基準および給付基準に定める重度障害共済金給付者で加入基準の健康上の条件に該当しないものは一般型、サービス一般型に死亡 (障害)、入院 (手術) とともに 2 口まで加入できる。ただし重度障害共済金を支払った事由と因果関係のある傷病については給付しない。
3. 契約した口数は、その契約期間中に変更はできない。ただし、前 1 項の限度口数を超えて契約していることが明らかになった場合は、限度口数内に変更するものとする。
- また、第 5 条 (共済の加入資格者) 1 項 5 号にかかわらず同一人が会員本人としての加入と配偶者としての加入の 2 つの契約をしていた場合、どちらか 1 つの契約の限度口数内に変更しなければならない。

#### 共済契約の申し込みと内容変更の手続き

- 共済契約の新規申し込みは月単位で随時受け付ける。
- 共済契約の契約口数の変更、加入型の変更および解約の受付は毎年 1 回の一斉募集期間とする。
- 前 2 項の契約の手続きは、別表 2 (必要書類) に定める申込書に必要事項を記入し、署名または記名押印のうえ、募集締め日までに加盟組合を通じて日産労連に提出しなければならない。  
なお、配偶者が加入する場合は、主契約者は配偶者の同意を得なければならない。
- 既加入者で契約内容を変更しない場合は、加入資格を有する限り自動継続とすることができる。
- 年齢による型の移行は同じ契約額で自動継続とする。ただし、移行時に限度口数を超える場合はその限度口数で自動継続とする。
- サービス一般型から一般型への移行、サービス告知型から告知型への移行は同じ契約額で自動継続とする。ただし、移行時に限度口数を超える場合はその限度口数で自動継続とする。

#### 告知義務

- 新規に契約を行なう者および契約を増口して申し込むものは、申込書記

共済金受取人は共済金を返還しなければならない。

4. 前3項の規定にかかわらず、共済金については、請求の原因となった傷病と共済契約解除の原因となった事由に因果関係がなかった事を主契約者または共済金受取人が証明した場合には、新規、増口申し込み時の口数で給付し、その後共済契約は解除する。

5. 前1項の場合において納入された既経過分の掛金は返還しない。

6. 告知型については、加入時に申告をしていない健康告知に該当する傷病があった場合、共済契約を解除する。

7. サービス一般型加入者で、申込みの当時、故意または過失により共済契約申込書に重要な事実を告げず、不実のことを申告したときには、サービス告知型へ変更し、上乗せ保障の契約がある場合は上乗せ保障の共済契約は解除する。

8. サービス告知型について、加入時に申告をしていない健康告知に該当する傷病があった場合、その傷病についても加入時に申告があったものとみなし、加入日から2年間の事由については給付しない。

#### 共済契約の消滅

1. 主契約者が死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害と認定された日をもって、主契約は消滅する。ただし、配偶者契約については、掛金納入期間をもって消滅する。

2. 配偶者が死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害と認定された日をもって、配偶者契約は消滅する。3. 共済契約期間中に配偶者と離婚した場合は、掛金納入期間をもって配偶者契約は消滅する。なお、その配偶者契約は、再婚した場合の配偶者に引き継ぐことはできない。

4. 前1項および2項の場合においては当該契約の未経過分に相当する掛金は返還しない。

#### 異議申立ておよび再審査の請求

1. 共済金を受ける者が給付内容に疑義があるとき、もしくは給付の対象外であることの通知を受けたときは、日産労連に対して異議申立ておよび再審査を請求することができる。

2. 異議申立ておよび再審査の請求は、共済金に関する内容を知った日から60日以内に書面をもって行なうものとし、これを経過したときは請求権を失うものとする。

3. 日産労連が再審査の請求を受理したときは、中央執行委員会において遅延なく再審査を行ない、その結果を書面によって通知しなければならない。

#### 割戻金および保険料控除

1. 全労済との提携部分については、全労済の決算時に、剰余金が生じた場合、割戻金として還元する。

ただし、告知型、サービス一般型（上乗せ分を除く）サービス告知型については割戻金還元の対象とならない。

2. 全労済との提携部分については、保険料控除の対象となる。

ただし、告知型、サービス一般型（上乗せ分を除く）、サービス告知型について保険料控除の対象とならない。

（会員）に定める会員の資格を失ったときは、掛金納入期間をもって共済契約は解約とする。

3. 前2項の場合において、当該契約の未経過分に相当する掛金は返還しない。

4. サービス一般型、サービス告知型については退職日をもって解約とする。

#### 重大事由による共済契約の解除

1. 次のいずれかに該当する場合は、将来に向かって共済契約（加入口数を増口している場合には、その増口部分）を解除することができる。

1) この共済契約に基づく共済金の請求および受領等に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。

2) 共済契約者、加入者または死亡共済金受取人が、日産労連に、この共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

3) 共済契約者、加入者または死亡共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき。

(1) 反社会的勢力に該当すると認められること。  
(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

(4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

4) この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、加入者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとする）の合計が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。

5) 前1号から4号までのいずれかに該当するほか、共済契約者、加入者または共済金受取人に対する日産労連の信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

2. 1項の規定により共済契約を解除した場合には、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、1項の1号から5号までに規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金（死亡共済金受取人が1項の3号のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいう）を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができる。

3. 1項の規定による共済契約の解除は、共済契約者に対する通知により行なう。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、加入者または死亡共済金受取人に対する通知により行なうことができる。

#### 告知義務違反による共済契約の解除

1. 主契約者または配偶者が、共済契約の申込みの当時、故意または過失により共済契約申込書に重要な事実を告げず、不実のことを申告したときには次の共済契約を将来に向かって解除することができる。

1) 新規……すべての共済契約  
2) 増口……増口分の共済契約

2. 前1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、共済契約を解除しない。

1) 解除の原因を知ったときから、1ヵ月間解除権を行使しなかったとき。  
2) 共済契約の発効日から2年以内に給付に該当する事由が発生しなかったとき。  
3) 契約締結時から5年を経過したとき。

3. 前1項の規定により共済契約を解除した場合、その解除が給付事由発生ののちであっても共済金を支払わず、また、すでに支払っていた場合、

1) 共済契約者または加入者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。

2) 加入者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき。

3) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。

6. 手術共済金（放射線治療共済金を含む）

1) 不慮の事故を原因とする場合で、次のいずれかに該当したとき。

(1) 共済契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき。

(2) 加入者の犯罪行為によるとき。

(3) 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。

(4) 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。

(5) 加入者の精神障害または泥酔によるとき。

(6) 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき。

(7) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。

2) 疾病を原因とする場合で、次のいずれかに該当したとき。

(1) 共済契約者または加入者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。

(2) 加入者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき。

(3) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。

#### 共済金の弁済

共済金の給付を行なった後、第23条（共済金を給付しない場合）に掲げる行為が発覚した場合、共済金の受取人はすでに給付した共済金を弁済しなければならない。

#### 甚大な事故による共済金の分割、繰延支払い、および削減

1. 戦争その他の非常な出来事および地震、津波、噴火その他それらに類する天災により、共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、共済金の分割払い、支払の繰延または、削減をすることができる。

2. 前1項の場合には、その直後に行なわれる中央委員会の承認を得なければならない。

#### 共済契約の存続

共済期間中に、共済金の給付が行なわれても共済契約は存続する。ただし、第32条（共済契約の消滅）に該当する場合を除く。

#### 共済契約の無効

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。

1) 加入者（主契約者・配偶者）が発効日にすでに死亡していたとき。  
2) 加入者（主契約者・配偶者）が発効日または更新日において第5条（共済の加入資格者）1項および2項に規定する加入資格を失っていたとき。

2. 前1項の場合において、当該期の掛金は返還する。

#### 共済契約の失効

共済掛金納入の支払猶予期間中に会費および共済掛金が日産労連に納入されない場合、共済契約は掛金納入期間をもって失効する。サービス一般型について上乗せ保障分の掛金が日産労連に納入されない場合、上乗せ保障分の契約が失効する。

#### 共済契約の解約

1. 共済契約期間の途中において、共済契約を解約することはできない。

2. 前1項の規定にかかわらず主契約者が退職などによりリック規程第4条

あっても、次のすべてを満たし、日産労連が特に認めたときには、共済金支払の対象とする。

1) 共済金の請求に必要な書類（公的証明等）をすべて提出できること。  
2) 共済金の支払い可否判断に支障（共済の目的の共済事故の発生状況が確認できない等）がないこと。

#### 共済金を給付しない場合

次の各項のいずれかに該当する場合には、共済金を給付しない。

1. 死亡共済金

1) 加入者の犯罪行為によるときで、日産労連が死亡共済金の支払いを適当でないと認めたとき。

2) 共済金受取人の故意によるとき。ただし、その人が死亡共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払う。

3) 共済契約者の故意によるとき（共済契約者と加入者が同一人である場合を除く）。

2. 重度障害共済金

1) 加入者の故意（自殺行為を除く）によるとき。

2) 加入者の犯罪行為によるときで、日産労連が重度障害共済金の支払いを適当でないと認めたとき。

3) 共済契約者の故意によるとき（共済契約者と加入者が同一の人である場合を除く）。

4) 日産労連が重度障害共済金を支払う前に、死亡共済金（当該重度障害共済金の請求原因となった傷病との因果関係を問わない）の支払請求を受けたとき。

5) 日産労連が死亡共済金を支払った後に、重度障害共済金（当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問わない）の支払請求を受けたとき。

3. 事故特約共済金、事故後遺障害共済金、事故入院共済金

1) 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払う。

2) 加入者の故意または重大な過失によるとき。

3) 加入者の犯罪行為によるとき。

4) 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。

5) 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。

6) 加入者の精神障害または泥酔によるとき。

7) 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき。

8) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。

4. 病気後遺障害共済金、障害見舞金

1) 不慮の事故（不慮の事故以外の外因を含む）を原因とした特定の身体の障害の状態の場合で、次のいずれかに該当したとき。

(1) 共済契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき。

(2) 加入者の犯罪行為によるとき。

(3) 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。

(4) 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。

(5) 加入者の精神障害または泥酔によるとき。

(6) 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき。

2) 疾病を原因とした特定の身体の障害の状態の場合で、いずれかに該当したとき。

(1) 共済契約者または加入者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。

(2) 加入者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき。

5. 病気入院共済金